

## X 改革・改善

### 1. 【自己点検・評価について】

(1) 当該短期大学では自己点検・評価を、短期大学の運営のなかでどのように位置づけているか。また自己点検・評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述。また今後、自己点検・評価をどのように実施しようと考えているかについても記述。

#### ①自己点検・評価の組織、規程等

本学では、自己点検・評価を本学の運営上、非常に重要なものと位置づけている。

本学の自己点検・評価は「仁愛女子短期大学点検・評価に関する規程」（以下、「点検・評価規程」という。）（第2条）により、「仁愛女子短期大学自己点検評価委員会」が実施する。なお、点検評価の推進担当として役職分掌に「点検評価推進室」を設置、その長にALOを充てている。また、本学の自己点検・評価を実施する際には「点検・評価規程」

（第3条の3）による細則として「自己点検・評価実施要領」を制定し、これにより当該年度の自己点検・評価の基準、組織等を定めている。

#### ②今後の自己点検・評価実施計画

平成17年度より、年度初めに「仁愛女子短期大学教育計画」を各担当部課で検討し立案し、担当学科（部）会、代表教授会、全学教授会での審議を経て理事会に報告することになっている。年度末にはその点検評価を全教職員参加で検討している。このシステムを今後も継続していきたい。

(2) 過去3ヶ年の自己点検・評価報告書の発行状況を記述。またその報告書の配布先の概要を記述。また過去3ヶ年にまとめられた自己点検・評価報告書を訪問調査の際に準備。

#### ①過去3ヶ年の自己点検・評価報告書作成状況

- ・『平成13・14年度自己点検・評価のまとめ』（平成15年発行）
- ・『平成16年度自己点検・評価報告書』（平成17年発行）

#### ②自己点検・評価報告書配布先

平成15年に発行した『平成13・14年度自己点検・評価のまとめ』の配布は制度の変わり目のこともあり、配布は学内関係者にとどめることとした。『平成16年度自己点検評価・報告書』は受け入れ先の高等学校を代表する福井県高等学校校長協会、同協会進路委員会に配布した。また、学生を送り出した企業代表として、県商工会議所等にも配布した。さらに、地域社会への公開としてはそれぞれの地域の図書館に配布した。

### 2. 【自己点検・評価の教職員の関与と活用について】

(1) 前年度までに行った自己点検・評価に関わった教職員の範囲を記述。また今後、どのような教職員の関わり方が望ましいと考えているかを記述。

本学の自己点検・評価は平成13・14年度及び平成17年度の「自己点検・評価実施要領」に従って、全学教職員で実施している。ただし、平成16年度の自己点検・評価は主として自己点検評価委員会及び企画調査室（平成16年度）、点検評価推進室（平成17年度）が中心に実施した。

平成 17 年度以降は、年度初めの本学の「教育計画」の作成、年度末の「自己点検・評価」を関係領域の全教職員が関わり、各学科、担当部課、評価委員会、代表教授会、全学教授会、理事会を経て、審議・点検・評価・改善に恒常的に全職員が参加するシステムを実施することになっている。今後、全教職員の関わり方を再検証し、このシステムをさらに充実させていきたいと考えている。

(2) 前年度までに行った自己点検・評価結果の活用についてその実績を記述。また今後、自己点検・評価の結果をどのように活用しようと考えているかについても記述。

① 前年度までの自己点検・評価結果の活用

平成 16 年に国の認証機関による第三者評価実施のシステムが示され、評価の領域、基準が明確になるにつれ、本学の問題や課題が今までとは異なる視点で明らかになってきた。平成 14 年度から毎年自己点検・評価を実施したり、報告書を作成したりしてきたが、特に平成 16 年度の自己点検・評価以来徐々に自己点検・評価の結果を改革・改善に結び付ける努力が行われるようになった。その中の主なものは次の通りである。

(ア) 教育理念具現化への努力

- i) 本学の教育理念「仁愛兼済」の中の特に「兼済」の精神を具現化するための機運が起こってきた。
- ii) 地域貢献をより積極的に行うための機構改革が進められた。(平成 18 年度より各学科のセンターを地域活動実践センターに統合。)
- iii) 各学科の教育目的を達成するための努力目標を設定するようになった。(「平成 16 年度自己点検・評価」より。)
- iv) 仁愛兼済の精神のもと「自ら考え・学び・行動する」学生を育てるため、学生の自主的な学習活動を支援する「e-Learning 室」の設置が決定され、平成 18 年 4 月より開かれることになった。

(イ) 教育理念・教育目的は従来学長によって説かれるだけであったが、平成 18 年度から年度始めに学長・学科長等の会議で検討し、その結果を代表教授会や全教職員に審議・報告をすることとした。

(ウ) 自己点検・評価を本学の改革・改善に資するための恒常的システムの検討を始めるようになった。平成 17 年度より、年度初めに「教育計画」を策定し、年度末に点検・評価し、その課題は次年度の教育計画で改善の努力を行うこととした。

(エ) 近年とみに多様化する学生の指導についての検討が進み始めた。

- i) FD 委員会が学生による授業評価の個々の教師の評価結果を各教員へフィードバックするようになった。(平成 17 年度より)
- ii) 授業改善のための研修会を FD 委員会が開催するようになった。(平成 13 年度より) (『仁愛女子短期大学開学 40 周年記念 近 10 年史』 p.148 参照。)
- iii) e-Learning の試行 (平成 16 年度より)

(オ) 自己点検・評価に対する本学教職員の理解が徐々に高まってきた。

② 今後の自己点検・評価の活用

(ア) 社会からの評価、企業へ就職したり進学したりした卒業生からの声・評価の活用

方法を工夫し、社会のニーズを把握し、地域社会への貢献のあり方、学生のキャリア教育のあり方を検討したい。

(イ) 学生の問題やニーズを把握し、多様な学生の学ぶ意欲を高める指導のあり方を検討したい。

### 3. 【相互評価や外部評価について】

(1) 前年度までに行った相互評価及び外部評価の概要を示し、評価結果の活用についてその実績を記述。

平成 12 年に飯田女子短期大学と相互評価を実施した。相互の短期大学に敬意を表し讃えあう評価になったが、相手から学ぶという意味で意義のある相互評価になった。特に、大学の教育理念・教育目的について、全教職員が共通の理解で熱く語る飯田女子短期大学の姿勢には啓発され、本学の教育理念、教育目標の充実・改善の機運を高めた。

(2) 相互評価や外部評価を実施するための組織、規程等の整備状況を記述。また今後、相互評価や外部評価をどのように実施しようと考えているかについて記述。

#### ①規程・組織

相互評価や外部評価の規程は、平成 18 年 1 月「点検・評価規程」(第 3 条の 1 (5)) に自己評価委員会の担当事項として、「認証評価・相互評価及びその他の外部評価に関すること」を加えて外部評価に関する規程を整備した。

#### ②今後の計画

平成 12 年の飯田女子短期大学との話し合いで、次回の相互評価は 5 年ごとに検討することにしたが、今回の第三者評価の改正も行われたことでもあり、両校の第三者評価(平成 18 年度実施予定)終了後、次の第三者評価の実施年度までの中間あたりで実施することを検討している。

### 4. 【第三者評価（認証評価）について】

(1) 第三者評価を実施するための学内組織の概要を記述。

本学の「点検・評価規程」(第 6 条)に基づき、平成 18 年 1 月に「平成 17 年度自己点検評価実施要領」を全学教授会の審議を経て定め、これを基に第三者評価を含めた点検・評価に資するための実施体制(学内組織)を整えた。この実施要領においては、点検・評価に資するために学内組織の四つの部会に分け、特に第四部会を改革・改善部会と位置づけた。各部会の代表者を構成メンバーとするこの第四部会では、各部会にて検討課題とされたものを審議することになっている。

(2) 第三者評価を迎えるにあたっての当該短期大学の決意を記述。理事長、学長、各部門の長及び ALO の決意をそれぞれ記述されても結構です。

初めての短期大学基準協会による第三者評価を受けることによって、本学の自己点検・評価活動がさらに客観的な視点からの点検・評価へと深化することが期待される。今回の審査を通した評価委員会からの指摘、或いはご教示を得て、これを本学における教育研究

活動の新たな課題の発見にもつなげていくことで、より質の高い短期大学教育の展開を図りつつ、地方の高等教育機関としての責務を果たしていきたい。

## 5. 【特記事項について】

(1) この《X改革・改善》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、例えば評価に関する教職員に対する研修の実施等、当該短期大学改革・改善について努力していることがあれば記述。

「第三者評価」はまだ、全教職員に理解されているわけではない。教授、研究、学生指導、数多い校務分掌の処理、学外活動の従事など多忙を極める中で、自らが積極的に関わる活動という意識は弱い。学生に対する教育の質の保証を前提に教育を行い、その結果を測定できるデータで検証し、第三者の評価を受けるという bottom up の民主的な教育手法が top down で進められるわが国の規制緩和、自己点検・評価、改革・改善の文化をどう形成していけるのか教職員の研修が必要である。

現在は、基準協会が実施する ALO 研修会等の伝達報告をかね ALO が学内研修を行っている。

(2) 特別の事由や事情があり、評価項目や評価の観点が求めることが実現（達成）できないときは、その事由や事情を記述。

特になし。